

健康保険証、マイナ保険証、資格確認書等に関するQ & A

このQ & Aは令和7年10月24日時点の情報を基に作成しています。

今後変更になる場合もありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

質 問 一 覧

《 現行の保険証に関すること 》【3ページ】

Q1	保険証はいつまで使用できるのか？
Q2	保険証の回収は必要か？
Q3	令和7年12月2日以降、不要になる届出はあるのか？
Q4	令和7年12月2日以降、医療機関・薬局等に受診する方法は？

《 マイナ保険証に関すること 》【4～6ページ】

Q5	マイナ保険証とはどのようなものか？
Q6	マイナ保険証を持っていないが、どのように医療機関に受診すればよいのか？
Q7	マイナンバーカードを持っていれば、医療機関に受診できるのか？
Q8	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか？
Q9	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか？
Q10	マイナ保険証を持っていても、医療機関にカードリーダーがあるかどうか分からないことから、「資格情報のお知らせ」を常に持ち歩かなければならないのか？
Q11	資格取得届及び被扶養者（異動）届の提出期限はあるのか？
Q12	マイナンバーを記入した資格取得届及び被扶養者（異動）届を提出後、どのぐらいの期間でマイナ保険証に反映されるのか？
Q13	資格取得届及び被扶養者（異動）届を提出する場合で、届出書にマイナンバーが記入されていない場合、マイナ保険証として使用できないのか？
Q14	事業所ではマイナ保険証の保有の有無を把握しなければならないのか？
Q15	マイナンバーカードの「電子証明書」とは何か？電子証明書やマイナンバーカードの有効期限が切れるとどうなるのか？
Q16	スマートフォンのマイナ保険証について知りたい。また、利用するにはどのようにすればよいのか？

《 資格確認書に関すること 》【7～8ページ】

Q17	資格確認書とはどのようなものなのか？
Q18	資格確認書があればマイナ保険証がなくても医療機関に受診できるのか？
Q19	資格確認書の有効期限はどれぐらいか？更新はどのようにになるのか？
Q20	マイナンバーカードを持つ予定はない。資格確認書が繰り返し更新されれば今後も長期間使える予定なのか？
Q21	マイナ保険証を持っていない方に対し、資格確認書はどのように交付されるのか？
Q22	令和7年10月24日に一括交付された資格確認書はいつから使えるのか？

Q23	資格確認書が必要な場合のみ資格取得届及び被扶養者(異動)を提出すればよいのか？ (マイナ保険証を持っている者は資格取得届及び被扶養者(異動)を提出しなくてよいのか？)
Q24	マイナ保険証は持っているが、資格確認書も念のため交付してもらうことは可能か？
Q25	資格確認書を紛失した場合、再交付してもらえるのか？
Q26	資格確認書を持っている方が退職した場合、返却が必要か？
Q27	資格確認書の有効期限が切れた場合、返却が必要か？
Q28	資格確認書が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要か？
Q29	被保険者が退職する際に資格確認書を返却するとのことだが、資格確認書を滅失してしまった場合は、どのようにすればよいのか？
Q30	事業所では、資格確認書が交付されている者と交付されていない者を管理していくのか？
Q31	氏名が全てカタカナで表示されている資格確認書があるが、なぜなのか？

《 資格情報のお知らせに関すること 》【9～10ページ】

Q32	資格情報のお知らせとはどのようなものなのか？
Q33	海外勤務でマイナンバーが無い方に資格情報のお知らせは送付されるのか？
Q34	氏名が全てカタカナで表示されている資格情報のお知らせがあるが、なぜなのか？
Q35	資格情報のお知らせはいつまで発行されるのか？
Q36	70歳以上の方の医療費負担割合が変更になった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
Q37	資格情報のお知らせを持っている方が退職した場合、返却が必要か？
Q38	資格情報のお知らせを紛失した場合、再交付は可能か？
Q39	マイナポータルから自身のスマホに「医療保険の資格情報(PDFファイル)」をダウンロードする方法は？
Q40	マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関に受診する場合で、資格情報のお知らせを持参するのを忘れた場合、受診できるか？

《 その他に関すること 》【11ページ】

Q41	令和7年12月2日以降に70歳以上の方が加入した場合、高齢受給者証の交付はあるのか？
Q42	限度額適用認定申請書の申請は必要なのか？
Q43	氏名変更した場合、どのような届出が必要か？

《 現行の保険証に関すること 》

Q1	保険証はいつまで使用できるのか？
A1	令和7年12月1日まで使用できます。令和7年12月2日以降は使用できません。 ※令和7年12月1日以前に75歳誕生日を迎える場合には、75歳誕生日の前日までになります。 退職後に任意継続被保険者になられている方及びその被扶養者の場合は、「令和7年12月1日」、「75歳誕生日の前日」または「任意継続被保険者資格を取得した後2年」のいずれか早い方になります。

Q2	保険証の回収は必要か？
A2	○令和7年12月1日以前に資格喪失(退職等)された場合には回収が必要です。事業所経由で資格喪失届とともに保険証を当組合に返却してください。 ○令和7年12月2日以降は在職・退職に関わらず回収の必要はありません。 保険証は使用できなくなりますので、個人毎に廃棄してください。 ※被保険者資格喪失日又は被扶養者削除日が令和7年12月1日以前の方の保険証につきましても令和7年12月2日以降は回収不要です。(令和7年12月1日までに回収が間に合う場合には回収してください。) また、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)も保険証と同様に令和7年12月2日以降は回収不要です。

Q3	令和7年12月2日以降、不要になる届出はあるのか？
A3	令和7年12月2日以降は保険証の廃止に伴い、「健康保険被保険者証滅失届」及び「健康保険被保険者証回収不能届」の届出は不要となります。 なお、令和7年12月2日以降は保険証の返却も不要です。(高齢受給者証も同様です。) ※資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、月額変更届、氏名変更届、住所変更届等の各届出はこれまでどおり提出が必要です。

Q4	令和7年12月2日以降、医療機関・薬局等に受診する方法は？
A4	令和7年12月2日以降、医療機関・薬局等に受診する際に提示する証書等は次の3通りのいずれかになります。 ○マイナ保険証(カードリーダーが設置されている医療機関・薬局等) ○マイナ保険証と資格情報のお知らせ(カードリーダーが設置されていない医療機関・薬局等) ○資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)

《 マイナ保険証に関すること 》

Q5	マイナ保険証とはどのようなものか？
A5	マイナ保険証とは、マイナナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです。 令和6年12月2日以降はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本になりました。

Q6	マイナ保険証を持っていないが、どのように医療機関に受診すればよいのか？
A6	マイナ保険証を持っていない方には、令和7年10月24日に当組合より「資格確認書」を事業主経由で交付しました。10月下旬から11月上旬頃に事業所から被保険者様のお手元にお渡しいただく予定ですので、資格確認書で受診できます。 ※これまでの保険証を持っている場合には、令和7年12月1日までは保険証で受診できます。

Q7	マイナナンバーカードを持っていれば、医療機関に受診できるのか？
A7	健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカード(マイナ保険証)が必要です。 なお、マイナナンバーカードの健康保険証利用登録は、スマートフォンのアプリ「マイナポータル」から利用登録ができます。また、医療機関等の窓口には設置されているカードリーダーやセブン銀行ATMでも健康保険証利用登録をすることができますので、ご活用ください。

Q8	マイナ保険証の情報はどのように更新されるのか？
A8	事業所より当組合へ各届出を提出いただきますと、まず当組合システムに情報を入力します。その後、当組合システムからマイナナンバーの情報を管理している「中間サーバー」に情報が連携されます。中間サーバーに情報が連携されますと、マイナ保険証の情報が更新されます。 なお、この更新作業には不備の無い届出書が当組合に到着し、登録後、約3営業日必要です。

Q9	マイナ保険証で受診しようとしたところ、マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関だった。どのように受診すればよいのか？
A9	マイナ保険証(マイナナンバーカード)と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示することで受診できます。

Q10	マイナ保険証を持っても、医療機関にカードリーダーがあるかどうか分からないことから、「資格情報のお知らせ」を常に持ち歩かなければならないのか？
A10	「資格情報のお知らせ」も常備した方が安全です。 なお、スマホ等でマイナポータルから「資格情報」をPDFファイルでダウンロードすることができます。このPDF画面の提示で「資格情報のお知らせ」に代えることができますので、この場合には紙を持ち歩く必要はありません。 また、下記の厚生労働省ホームページ内の「マイナナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局等についてお知らせ」ページにて、マイナ保険証対応の医療機関・薬局等を確認することができます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

Q11	資格取得届及び被扶養者(異動)届の提出期限はあるのか？
A11	従来通り、事実発生日から5日以内に届出いただくことになります。 まずは、被保険者及び被扶養者となる方より資格取得届及び被扶養者(異動)届に記入すべき情報(マイナンバーを含む)を早期に(できれば加入日前に)事業所へ提出するよう働きかけをお願いいたします。 なお、届出の作成・提出を社会保険労務士等に委託している場合も同様ですので、委託先と連携し、事実発生日から5日以内に届出をお願いいたします。

Q12	マイナンバーを記入した資格取得届及び被扶養者(異動)届を提出後、どのぐらいの期間でマイナ保険証に反映されるのか？
A12	当組合に到着し、登録後、約3営業日必要です。 ただし、不備の無い届出書に限ります。

Q13	資格取得届及び被扶養者(異動)届を提出する場合で、届出書にマイナンバーが記入されていない場合、マイナ保険証として使用できないのか？
A13	使用できますが、確認行為に時間がかかりますので、使用できるまで期間を要します。(マイナンバーが登録されるまでは使用できません。) したがって、資格取得届及び被扶養者(異動)届にはマイナンバーの記入をお願いいたします。

Q14	事業所ではマイナ保険証の保有の有無を把握しなければならないのか？
A14	把握していただくことになります。 被保険者及び被扶養者の加入の際には、資格取得届及び被扶養者(異動)届の中に「資格確認書の交付希望欄」がありますので、対象者に確認し記入してください。

Q15	マイナンバーカードの「電子証明書」とは何か？電子証明書やマイナンバーカードの有効期限が切れるとどうなるのか？
A15	マイナンバーカードの「電子証明書」とは、間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。また、マイナンバーカード自体の有効期限は発行日から10回目(未成年者は5回目)の誕生日までです。 有効期限が切れますと、マイナポータルにログインすることができなくなるほか、証明書のコンビニ交付、e-Tax等の電子申請ができなくなります。 有効期限の約3か月前に市区町村から有効期限通知書が届きますので更新手続きをお願いいたします。 なお、電子証明書の有効期限が切れた場合でも、3か月後の月末まではマイナ保険証として利用可能ですが、その後は利用できなくなります。この場合、有効期限が切れる月末前に当組合から資格確認書を事業主経由で交付します。

Q16	スマートフォンのマイナ保険証について知りたい。また、利用するにはどのようにすればよいか？
A16	令和7年9月19日から機器の準備が整った医療機関・薬局でスマートフォンのマイナ保険証が利用可能となりました。 利用可能な医療機関・薬局にはその旨のポスター等が掲示されています。また、厚生労働省のホームページでは準備が整った医療機関・薬局が順次公開されています。 まだ準備が整っていない医療機関・薬局もありますので、受診前にスマートフォンのマイナ保険証が利用可能かどうか確認することをお勧めします。 スマートフォンのマイナ保険証を利用するには事前準備・設定が必要です。 実物の「マイナンバーカード」「マイナンバーカード券面入力用暗証番号(数字4桁 ※iPhoneのみ)」「マイナンバーカードの署名用パスワード(英数字6～16文字)」を用意し、スマホに「最新のマイナポータルアプリ」をダウンロードのうえ、マイナポータルアプリから手続きをすることができます。 詳細は下記の厚生労働省ホームページ内の「スマートフォンのマイナ保険証利用について」ページを参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html

《 資格確認書に関すること 》

Q17	資格確認書とはどのようなものなのか？
A17	資格確認書とはマイナ保険証を持っていない方に交付する証書で、これまでの保険証の代わりになるものです。

Q18	資格確認書があればマイナ保険証がなくても医療機関に受診できるのか？
A18	受診できます。

Q19	資格確認書の有効期限はどれぐらいか？更新はどのようにになるのか？
A19	資格確認書の有効期限は原則3年後の年末までです。 通常は、更新の1～2か月前に新しい資格確認書を交付しますので、差し替えをお願いいたします。 ※原則の有効期限の前に75歳を迎える方は、75歳誕生日の前日までです。 任意継続被保険者の方は原則2年間です。

Q20	マイナンバーカードを持つ予定はない。資格確認書が繰り返し更新されれば今後も長期間使える予定なのか？
A20	使える予定です。現状、資格確認書の廃止の予定はありません。

Q21	マイナ保険証を持っていない方に対し、資格確認書はどのように交付されるのか？
A21	○現在加入中の方でマイナ保険証を持っていない方には令和7年10月24日に事業主経由で一括交付しました。10月下旬から11月上旬頃に事業所から被保険者様のお手元にお渡しいただく予定です。 ○これから加入される方でマイナ保険証を持っていない方は、資格取得届及び被扶養者（異動）届の「資格確認書発行要否」欄にチェックを入れることで随時、事業主経由で交付します。

Q22	令和7年10月24日に一括交付された資格確認書はいつから使えるのか？
A22	お手元に届いた時から使用することができます。

Q23	資格確認書が必要な場合のみ資格取得届及び被扶養者（異動）を提出すればよいのか？（マイナ保険証を持っている者は資格取得届及び被扶養者（異動）を提出しなくてよいのか？）
A23	資格確認書の必要有無にかかわらず、資格取得届及び被扶養者（異動）届の提出が必要です。

Q24	マイナ保険証は持っているが、資格確認書も念のため交付してもらうことは可能か？
A24	マイナ保険証を持っている場合、原則資格確認書は交付できません。 例外として、マイナ保険証を持っていてもその利用が困難であり、受診に第三者(介助者など)のサポートが必要な方(要介護認定を受けている方、障害者認定を受けている方)等の場合には「資格確認書交付(再)申請書」に基づき交付できます。

Q25	資格確認書を紛失した場合、再交付してもらえるのか？
A25	再交付できます。資格確認書(再)交付申請書を提出いただきますと事業主経由で交付します。

Q26	資格確認書を持っている方が退職した場合、返却が必要か？
A26	必要です。

Q27	資格確認書の有効期限が切れた場合、返却が必要か？
A27	不要です。

Q28	資格確認書が交付された後、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要か？
A28	マイナ保険証を取得した時点では返却不要ですが、その後に資格喪失(退職等)された場合は返却してください。(有効期限が切れていれば返却不要です。)

Q29	被保険者が退職する際に資格確認書を返却するとのことだが、資格確認書を滅失してしまった場合は、どのようにすればよいのか？
A29	これまでの保険証と同様に、「資格確認書滅失届」の提出が必要です。 なお、被保険者と連絡不能になってしまった場合には、「資格確認書回収不能届」の提出が必要です。

Q30	事業所では、資格確認書が交付されている者と交付されていない者を管理していくのか？
A30	管理をお願いすることになります。 なお、令和7年4月から発行者リストとして「資格情報通知チェックリスト(資格確認書:発行済み)」を毎月納入告知書に同封しておりますので、参照してください。

Q31	氏名が全てカタカナで表示されている資格確認書があるが、なぜなのか？
A31	漢字氏名にシステム上表示できない「外字」がある場合や、外国人の方で外国語がシステム上の文字数制限を超える長さの氏名の場合には、氏名欄がカタカナで表示される場合があります。

《 資格情報のお知らせに関すること 》

Q32	資格情報のお知らせとはどのようなものなのか？
A32	○資格情報のお知らせとはマイナンバーに紐づけされた資格情報を確認していただくためのお知らせです。 ○資格情報のお知らせの下部にカード型に切り取れる箇所がありますので、医療機関等にマイナ保険証を読み取るカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えない時には「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」をあわせて提示していただくと受診できます。

Q33	海外勤務でマイナンバーが無い方に資格情報のお知らせは送付されるのか？
A33	送付しません。 資格情報のお知らせはマイナンバー等のデータ登録がされた方にのみ送付します。

Q34	氏名が全てカタカナで表示されている資格情報のお知らせがあるが、なぜなのか？
A34	漢字氏名にシステム上表示できない「外字」がある場合や、外国人の方で外国語がシステム上の文字数制限を超える長さの氏名の場合には、氏名欄がカタカナで表示される場合があります。

Q35	資格情報のお知らせはいつまで発行されるのか？
A35	現在、期限はありません。 マイナ保険証を読み取ることができない場合には必要なことから、今後も発行が続くと思われます。

Q36	70歳以上の方の医療費負担割合が変更になった場合、資格情報のお知らせは再交付されるのか？
A36	再交付します。 なお、変更前の資格情報のお知らせの返却は不要です。

Q37	資格情報のお知らせを持っている方が退職した場合、返却が必要か？
A37	不要です。

Q38	資格情報のお知らせを紛失した場合、再交付は可能か？
A38	可能です。 資格情報のお知らせ再交付申請書を提出いただければ再交付します。 なお、マイナポータルから同内容のファイル「資格情報(PDFファイル)」をダウンロードすることができますので、そちらを活用いただくこともできます。この場合、再交付は不要です。

Q39	マイナポータルから自身のスマホに「医療保険の資格情報(PDFファイル)」をダウンロードする方法は？
A39	ご自身のスマホでマイナポータルにログイン後、証明書の中の「健康保険証」をタップしてください。「資格情報」画面が表示されますので、下の方へスクロールして「端末に保存」をタップしてください。PDFファイルを保存することができます。

Q40	マイナ保険証を読み取るカードリーダーが無い医療機関に受診する場合で、資格情報のお知らせを持参するのを忘れた場合、受診できるか？
A40	この場合、スマホにてマイナポータルからダウンロードした資格情報画面と、マイナンバーカードの両方を提示すれば受診できます。 なお、資格情報画面を提示することもできない場合には、被保険者資格申立書を記入すれば受診できます。

《 その他に関すること 》

Q41	令和7年12月2日以降に70歳以上の方が加入した場合、高齢受給者証の交付はあるのか？
A41	令和7年12月2日以降は高齢受給者証の交付はありません。 なお、資格情報のお知らせが交付されますので、こちらでご自身の負担割合(2割又は3割)を確認することができます。 ○マイナ保険証を持っている方は、スマートフォン等によるマイナポータル上で負担割合(2割又は3割)を確認することができます。 ○マイナ保険証を持っていない方には、資格確認書を交付しますので、こちらで確認することができます。

Q42	限度額適用認定申請書の申請は必要なのか？
A42	○マイナ保険証を持っている方で、カードリーダーが使用できる医療機関に受診する場合には、申請は不要です。マイナ保険証に限度額適用認定証の機能が含まれています。 ○資格確認書を持っている方、またはカードリーダーが使用できない医療機関に受診する場合には、申請が必要です。申請に基づき限度額適用認定証を交付します。

Q43	氏名変更した場合、どのような届出が必要か？
A43	○マイナ保険証を持っている方 氏名変更届のみを提出してください。 ○マイナ保険証を持っていない方(資格確認書を持っている方) 氏名変更届に資格確認書(旧氏名)を添付して提出してください。 ※いずれの場合も資格情報のお知らせ(新氏名)を新たに交付します。 なお、旧氏名の資格情報のお知らせは返却不要です。差し替えをお願いいたします。

【問い合わせ先】

なにかご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

測量地質健康保険組合 業務課 業務第一係 TEL 03-3987-3154